

○秋田県道路占用料徴収条例

昭和四十三年三月二十七日

秋田県条例第十八号

改正 昭和四五年六月二五日条例第三二号

昭和五二年三月二六日条例第一四号

昭和五九年三月二六日条例第一二号

昭和五九年六月二八日条例第二五号

昭和六二年六月三〇日条例第二七号

昭和六三年三月二九日条例第二三号

平成元年三月三一日条例第六号

平成八年九月二七日条例第七九号

平成九年三月二八日条例第七号

平成一二年三月一七日条例第四号

平成一五年三月一一日条例第三号

平成一五年一〇月六日条例第六五号

平成一七年三月一八日条例第三六号

平成一八年一二月二六日条例第八五号

平成一九年九月二八日条例第七八号

平成二一年三月一九日条例第二二号

平成二三年三月一四日条例第二五号

平成二三年一二月二七日条例第六七号

平成二五年三月一五日条例第二四号

平成二六年三月二八日条例第七一号

平成二七年三月二〇日条例第二七号

平成二九年三月一七日条例第二〇号

平成二九年七月一四日条例第三八号

平成三一年三月一五日条例第二八号

平成三一年三月一五日条例第三〇号

令和二年三月二七日条例第二八号

令和三年三月一二日条例第三三号

令和五年三月一七日条例第一八号

令和七年十二月二十六日条例第七九号

令和八年三月二十七日条例第三〇号

秋田県道路占用料徴収条例をここに公布する。

秋田県道路占用料徴収条例

秋田県道路占用料徴収条例（昭和二十八年秋田県条例第三十号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。）第三十九条第二項及び法第七十三条第二項の規定に基づき、道路の占用料の額及び徴収方法並びに占用料に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

（占用料の額）

第二条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号。以下「電線共同溝整備法」という。）第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下この条、第四条第一項及び同表の備考九において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、占有の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該道路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄

に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該道路を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が百円に満たない場合にあつては、百円）の合計額とする。

（平元条例六・平八条例七九・平九条例七・平一二条例四・平二六条例七一・平三一条例二八・令二条例二八・一部改正）

（占用料の減免）

第三条 知事は、次に掲げる占用物件に係る占用料について、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。）第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物

二 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

四 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）第十七条第一項に規定する都市計画として決定された路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前条に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で、知事が定めるもの

（昭六二条例二七・平一五条例三・平一五条例六五・平一八条例八五・平一九条例七八・平二一条例二二・平二三条例六七・平二五条例二四・平二六条例七一・一部改正）

（占用料の徴収方法）

第四条 占用料は、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により同意した占用の期間に係る分を、当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議

が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日）から一月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収するものとする。

- 2 前項の占用料で既に納めたものは、返還しない。ただし、知事が法第七十一条第二項の規定により道路の占用の許可を取り消した場合において、既に納めた占用料の額が当該占用の許可の日から当該占用の許可の取消の日までの期間につき算出した占用料の額を超えるときは、その超える額の占用料は、返還する。

（平八条例七九・平一二条例四・一部改正）

（督促手数料及び延滞金）

第五条 法第七十三条第一項の規定により督促状を発したときは、督促手数料及び延滞金を徴収する。

- 2 前項の督促手数料の額は、督促状一通につき郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第二十一条第一項に規定する通常葉書の料金の額に相当する額とする。
- 3 第一項の延滞金は、当該督促に係る占用料の額が千円以上である場合に徴収するものとし、その額は、納付すべき期限の翌日から占用料の納付の日までの日数に応じ占用料の額に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、占用料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる占用料の額は、その納付のあつた占用料の額を控除した額とする。
- 4 第一項の延滞金は、その額が百円未満であるときは、徴収しないものとする。

（昭四五条例三二・昭五九条例二五・平一八条例八五・平二六条例七一・平二九条例三八・一部改正）

（罰則）

第六条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料を科する。

（平一二条例四・一部改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行前に法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、又は法第三十五条の規定により協議が成立したものでこの条例の施行の日以後占用期間が継続する占用物件に係る占用料の額については、知事が別に定めることができるものとする。
- 3 この条例の施行の日の前日までに徴収すべき占用料の額及び徴収方法並びに当該占用料に係る督促手数料及び延滞金については、なお従前の例による。
- 4 平成二十二年三月三十一日までの間に行われる市町村の廃置分合の日（第一号及び次項において「廃置分合の日」という。）前から継続する道路の占用で同日以後に当該廃置分合により占用物件の所在地の区分が町村から市となるもの（同日以後に占用の期間を更新するものを含む。以下「継続占用」という。）に係る同日の属する年度の翌年度（同日が年度の初日である場合は、同日の属する年度。以下同じ。）以降の各年度の占用料の額については、第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が当該継続占用に係る物件について同条の規定を適用して算定した当該年度の占用料の額を超える場合は、当該占用料の額とする。
 - 一 廃置分合の日の属する年度の翌年度 占用物件の所在地の区分を町村とみなして第二条の規定を適用して算定した当該継続占用に係る一年当たりの占用料の額に一・一を乗じて得た額
 - 二 前号に掲げる年度の翌年度以降 当該継続占用に係る前年度の占用料の額に一・一を乗じて得た額

(平一七条例三六・追加)

- 5 継続占用を行う電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十号に規定する電気事業者、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百十条第一項に規定する認定電気通信事業者又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業者（以下「電気事業者等」という。）から県が徴収する廃置分合の日の属する年度の翌年度以降の各年度の占用料（当該廃置分合の日の属する年度の最後の廃置分合の日から当該年度の末日までに占用を開始した物件に係るものを除く。）は、当該電気事業者等において占用の許可の申請に係る業務を行つている事業所（以下単に「事業所」という。）ごとに算定するものとし、その額は、第二条及び前項の規定にかかわらず、当該事業所における前年度の占用料の額に一・一を乗じて得た額とする。ただし、その額が当該事業所における当該電気事業者等の占用物件（当該廃置分合の日の属する年度の最後の廃置分合の日から当該年度の末日までに占用を開始したものを除く。）について

同条の規定を適用して算定した当該年度の占用料の額の合計額を超える場合は、当該合計額とする。

(平一七条例三六・追加)

附 則 (昭和四五年条例第三二号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(年利建て移行に伴う年当たりの割合の基礎となる日数の経過措置)

2 第三条から第七条まで及び第九条から第十二条までの規定による改正後の次に掲げる条例の規定に定める延滞利息又は延滞金の額の計算につきこれらの条例の規定に定める年当たりの割合は、**エラー!**年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

一 秋田県市町村振興基金条例第三条第四号

二 秋田県社会福祉施設整備基金条例第四条第四号

三 秋田県日雇労働者就職支度金の貸付に関する条例第九条第一項

四 秋田県工業施設整備基金条例第三条第四号

五 秋田県林業開発基金条例第三条第四号

六 秋田県道路占用料徴収条例第五条第三項

七 秋田県農業振興対策基金条例第四条第四号

八 秋田県鉱業用機械類貸付譲渡条例第七条第三項

九 秋田県林産物生産加工用機械類貸付譲渡条例第六条第三項

十 保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸与条例第九条

十一 保母修学資金貸与条例第十条

十二 秋田県医学生修学資金貸与条例第五条

(秋田県道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

4 第九条の規定による改正後の秋田県道路占用料徴収条例第五条第三項の規定は、施行日以後に発せられる督促状によりその計算の基礎となる滞納額の納付期限が指定される延滞金の額の計算について適用し、施行日前に発せられた当該督促状に係る延滞金の額の計算については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五二年条例第一四号)

この条例は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年条例第一二号)

この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十九年条例第二五号）

この条例は、昭和五十九年八月一日から施行する。

附 則（昭和六十二年条例第二七号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の秋田県道路占用料徴収条例第三条の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和六三年条例第二三号）

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則（平成元年条例第六号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成元年四月一日から施行する。

附 則（平成八年条例第七九号）

（施行期日）

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定並びに次項及び附則第三項の規定は平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 第二条の規定の施行の日前から継続する道路の占用（同日以後にその期間を更新したものを含む。以下「継続占用」という。）に係る平成九年度以降の各年度の占用料の額については、次項に定めるものを除き、第二条の規定による改正後の秋田県道路占用料徴収条例（以下「改正後の条例」という。）第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が改正占用料額（当該継続占用に係る物件について改正後の条例第二条の規定を適用して算定した当該年度の占用料の額をいう。以下同じ。）を超える場合は、当該改正占用料額とする。

一 平成九年度 第二条の規定による改正前の秋田県道路占用料徴収条例（以下「改正前の条例」という。）第二条の規定を適用して算定した当該継続占用に係る一年当たりの占用料の額に一・一を乗じて得た額

二 平成十年度以降 当該継続占用に係る前年度の占用料の額に一・一を乗じて得た額

3 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第八号に規定する電気事業者、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第十二条第一項に規定する第一種電気通信事業者又はガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第九項に規定するガス事業者（以下「電気事業者等」という。）から県が徴収する継続占用に係る平成九年度以降

の各年度の占用料は、当該電気事業者等において占用の許可の申請に係る業務を行っている事業所（以下単に「事業所」という。）ごとに算定するものとし、その額は、改正後の条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が当該事業所における改正占用料額の合計額を超える場合は、当該合計額とする。

一 平成九年度 改正前の条例第二条の規定を適用して算定した当該事業所における継続
占用に係る一年当たりの占用料の額の合計額に一・一を乗じて得た額

二 平成十年度以降 当該事業所における前年度の占用料の額（継続占用に係るものに限
る。）に一・一を乗じて得た額

附 則（平成九年条例第七号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成九年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年条例第四号）

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年条例第三号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年条例第六五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年条例第三六号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一八年条例第八五号）

この条例は、平成十九年一月四日から施行する。ただし、第五条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年条例第七八号）

1 この条例は、平成十九年十月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前から継続する道路の占用（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）第二条第十一号の規定による廃止前の日本郵政公社法（平成十四年法律第九十七号）第十九条第一項に規定する業務の用に供する占用物件に係るものに限る。）で、郵政民営化法等の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十五号）第一条第五号の規定による廃止前の日本郵政

公社法施行令（平成十四年政令第三百八十四号）第三十一条第一項において準用する道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十五条の規定により郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第百六十六条第一項の規定による解散前の日本郵政公社が知事とした協議に基づくもの（同日以後に道路法第三十二条第三項の規定により許可を受けた場合にあっては、当該許可の日前の期間に係るものに限る。）についてのこの条例による改正後の秋田県道路占用料徴収条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項) に相当する期間) のうち平成十九年十月一日以降の期間に相当する期間
	各年度における占用の期間	各年度における占用の期間（平成十九年度にあつては、同日以降の期間）
第二条第一項及び 第四条第一項	翌年度	平成二十年度
第二条第二項本文	当該占用の期間	当該占用の期間のうち平成十九年十月一日以降の期間
第四条第一項	同意した占用の期間	同意した占用の期間のうち平成十九年十月一日以降の期間
	当該占用の許可又は同意をした日（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した日（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日））から一月以内	同月末日まで

第四条第二項	当該占用の許可の日	平成十九年十月一日
別表の備考九	占用の期間	占用の期間のうち平成十九年十月一日以降の期間

附 則（平成二一年条例第二二号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、別表の備考第三号、備考第四号及び備考第七号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年条例第二五号）

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年条例第六七号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二五年条例第二四号）

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する

附 則（平成二六年条例第七一号）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、第三条第二号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県道路占用料徴収条例第五条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に発せられる督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成二七年条例第二七号）

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第二〇号）

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二九年条例第三八号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県道路占用料徴収条例第五条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に発せられる督促状に係る督促手数料について適用し、同日前に発せられた督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成三一年条例第二八号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
（秋田県道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置）

- 3 施行日前にした許可に係る秋田県道路占用料徴収条例の規定に基づく平成三十一年度分の占用料については、なお従前の例による。

附 則（平成三十一年条例第三〇号）

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年条例第二八号）

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前から継続する道路の占用（同日以後にその期間を更新したものを含む。以下「継続占用」という。）に係る令和二年度以降の各年度の占用料の額については、この条例による改正後の秋田県道路占用料徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が当該継続占用に係る物件について同条の規定を適用して算定した当該年度の占用料の額を超える場合は、当該額とする。

一 令和二年度 この条例による改正前の秋田県道路占用料徴収条例第二条の規定を適用して算定した当該継続占用に係る一年当たりの占用料の額に一・二を乗じて得た額

二 令和三年度以降 当該継続占用に係る前年度の占用料の額に一・二を乗じて得た額

附 則（令和三年条例第三三号）

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和五年条例第一八号）

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

- 2 この条例の施行の日前から継続する道路の占用（同日以後にその期間を更新したものを含む。以下「継続占用」という。）に係る令和五年度及び令和六年度の各年度の占用料の額については、この条例による改正後の秋田県道路占用料徴収条例第二条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる年度の区分に応じ当該各号に定める額とする。ただし、その額が当該継続占用に係る物件について同条の規定を適用して算定した当該年度の占用料の額を超える場合は、当該額とする。

一 令和五年度 この条例による改正前の秋田県道路占用料徴収条例第二条の規定を適用して算定した当該継続占用に係る一年当たりの占用料の額に一・二を乗じて得た額

二 令和六年度 当該継続占用に係る前年度の占用料の額に一・二を乗じて得た額

附 則（令和八年条例第三〇号）

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

別表（第二条関係）

（昭五二条例一四・昭五九条例一二・昭六三条例二三・平八条例七九・平一五条例三・平一八条例八五・平二一条例二二・平二三条例二五・平二三条例六七・平二五条例二四・平二七条例二七・平二九条例二〇・平三一条例三〇・令二条例二八・令三条例三三・令五条例一八・一部改正）

占有物件		占有料			
		単位	所在地		
			第一級地	第二級地	第三級地
法第三十二条 第一項第一号 に掲げる工作 物	第一種電柱	一本につ	六七〇	五七〇	五三〇
	第二種電柱	き一年	一、〇〇 〇	八八〇	八一〇
	第三種電柱		一、四〇 〇	一、二〇 〇	一、〇〇 〇
	第一種電話柱		六〇〇	五一〇	四七〇
	第二種電話柱		九六〇	八二〇	七五〇
	第三種電話柱		一、三〇 〇	一、一〇 〇	一、〇〇 〇
	その他の柱類		六〇	五一	四七
	共架電線その他上空に設ける線 類		長さ一メ ートルに	六	五
	地下に設ける電線その他の線類	つき一年	四	三	三
	路上に設ける変圧器	一個につ き一年	五九〇	五〇〇	四六〇
	地下に設ける変圧器	占有面積 一平方メ ートルに つき一年	三六〇	三一〇	二八〇
	変圧塔その他これに類するもの 及び公衆電話所	一個につ き一年	一、二〇 〇	一、〇〇 〇	九四〇
	郵便差出箱及び信書便差出箱		五〇〇	四三〇	三九〇

	広告塔		表示面積 一平方メ ートルに つき一年	一、九〇 〇	九〇〇	五八〇
	その他のもの		占用面積 一平方メ ートルに つき一年	一、二〇 〇	一、〇〇 〇	九四〇
法第三十二条 第一項第二号 に掲げる物件	外径が〇・〇七メートル未満のもの		長さ一メ ートルに つき一年	二五	二二	二〇
	外径が〇・〇七メートル以上〇 ・一メートル未満のもの			三六	三一	二八
	外径が〇・一メートル以上〇・ 一五メートル未満のもの			五四	四六	四二
	外径が〇・一五メートル以上〇 ・二メートル未満のもの			七二	六一	五六
	外径が〇・二メートル以上〇・ 三メートル未満のもの			一一〇	九二	八五
	外径が〇・三メートル以上〇・ 四メートル未満のもの			一四〇	一二〇	一一〇
	外径が〇・四メートル以上〇・ 七メートル未満のもの			二五〇	二二〇	二〇〇
	外径が〇・七メートル以上一メ ートル未満のもの			三六〇	三一〇	二八〇
	外径が一メートル以上のもの			七二〇	六一〇	五六〇
法第三十二条 第一項第三号 に掲げる施設	自動 運行 補助 施設	法第二条第二項 地下に設 けるもの その他の もの 法第二条第二項 第五号に規定す る自動運行装置 による検知の対 象として設置す る導線その他の	長さ一メ ートルに つき一年	四 一二	三 一〇	三 九

	線類					
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		一本につき一年	九六〇	八二〇	七五〇
	その他のもの	上空に設けるもの	占用面積 一平方メートルにつき一年	六〇〇	五一〇	四七〇
				地下に設けるもの	三六〇	三一〇
	その他のもの			一、二〇〇	一、〇〇〇	九四〇
法第三十二条第一項第四号に掲げる施設			占用面積 一平方メートルにつき一年	一、二〇〇	一、〇〇〇	九四〇
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	一メートルにつき一年	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額		
		階数が二のもの		Aに〇・〇〇六を乗じて得た額		
		階数が三以上のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			九五〇	四五〇	二九〇
	地下に設ける通路			五七〇	二七〇	一八〇
その他のもの			一、二〇〇	一、〇〇〇	九四〇	
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 一平方メートルにつき一日	一九	九	六
	その他のもの		占用面積 一平方メートルにつき一月	一九〇	九〇	五八
令第七条第一号に掲げる物	看板（アーチであるもの	一時的に設けるもの	表示面積 一平方メートルにつき一日	一九〇	九〇	五八

件	のを除く。)		一トルに つき一月				
		その他のもの	表示面積 一平方メ 一トルに つき一年	一、九〇 〇	九〇〇	五八〇	
	標識		一本につ き一年	九六〇	八二〇	七五〇	
	旗ざお	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	一本につ き一日	一九	九	六	
		その他のもの	一本につ き一月	一九〇	九〇	五八	
	幕（令第七 条第四号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。）	祭礼、縁日その他 の催しに際し、一 時的に設けるもの	その面積 一平方メ 一トルに つき一日	一九	九	六	
		その他のもの	その面積 一平方メ 一トルに つき一月	一九〇	九〇	五八	
	アーチ	車道を横断するも の	一基につ き一月	一、九〇 〇	九〇〇	五八〇	
		その他のもの		九五〇	四五〇	二九〇	
	令第七条第二号に掲げる工作物			占用面積 一平方メ	一、二〇 〇	一、〇〇 〇	九四〇
	令第七条第三号に掲げる施設			一トルに つき一年	Aに〇・〇三四を乗じて得た額		
	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条 第五号に掲げる工事用材料			占用面積 一平方メ	一九〇	九〇	五八
	令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条			一トルに	一二〇	一〇〇	九四

第七号に掲げる施設		つき一月			
令第七条第八号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積 一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇一八を乗じて得た額		
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が一のもの	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額		
		階数が二のもの	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額		
		階数が三以上のもの	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに〇・〇二六を乗じて得た額		
令第七条第九号に掲げる施設	建築物		Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに〇・〇二四を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二四を乗じて得た額		
	その他のもの		Aに〇・〇三四を乗じて得た額		

令第七条第十二号に掲げる器具		Aに〇・〇二六を乗じて得た額		
令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇二四を乗じて得た額		
	その他のもの	Aに〇・〇三四を乗じて得た額		
令第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設		Aに〇・〇三四を乗じて得た額		
備考				
一 金額の単位は、円とする。				
二 所在地とは占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。				
（一） 第一級地 秋田市の区域をいう。				
（二） 第二級地 能代市、潟上市及び南秋田郡八郎潟町の区域をいう。				
（三） 第三級地 第一級地及び第二級地以外の市町村の区域をいう。				
三 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。				
四 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。				
五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。				
六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。				
七 Aは、近傍類似の土地（令第七条第八号に掲げる施設のうち自動車専用道路の連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を				

表すものとする。

八 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。